



第3章 都市施設等編



(第1節 公共交通機関の施設)



1 移動円滑化経路

<概要>

- ・ 駅等に接する道路やバス停などからプラットフォーム等まで車いす使用者、視覚障害者等が円滑に移動できるようその間の1以上の経路を高齢者、障害者等が利用しやすい構造とします。(この経路を「移動等円滑化された経路」と定義します。)

<整備基準>

- 1 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている道路、駅前広場、通路その他の施設であって、当該公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設ける。
 - 2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの。）をもってこれに代えることができる。
 - 3 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（「5 傾斜路」の項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（「7 昇降機」の項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前号の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設けることが困難である場合も、また同様とする。
 - 4 その他各項に定める移動等円滑化された経路に係る構造とする。
-

<要点>

- ・ 車いす使用者が円滑に移動できるよう、移動等円滑化された経路に高低差がある場合はエレベーターの設置を原則とします。
- ・ 隣接する施設にエレベーター等がある場合、その活用を図ることも可能ですが、その場合には十分な案内を設置するとともに、そのエレベーター等は旅客施設の営業時間内において常時公共用通路とプラットフォーム等までの移動を円滑に行うことができるものであり、かつ、このマニュアルの基準に適合していることが必要です。

- ・ 「移動等円滑化された経路」は、通路、傾斜路、昇降機等の各項の基準の中で具体的に定められていますので、それぞれの基準に適合することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 移動等円滑化された経路以外の一般の出入口、通路、傾斜路等についても、可能な限り段差解消等のバリアフリー化を図り、移動等円滑化された経路の基準にあった構造とすることが望まれます。



2 視覚障害者誘導用ブロック等

<概要>

- ・ 視覚障害者の円滑な移動に配慮して、通路等には視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を行います。(ただし、人が常駐する設備間で、視覚障害者を適切に誘導できる場合は除きます。)

<整備基準>

- 1 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
 - 2 前号の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と昇降機の乗降ロビーに設ける操作盤、点字による案内板その他の設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - 3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設する。
-

<要点>

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの形状、寸法はJIS規格に適合したものとし、色については黄色を原則とします。ただし、輝度比が十分に確保できない場合は、黄色以外とします。(以下同様)
- ・ 線状ブロックは、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道筋に連続して敷設し、点状ブロックは、注意を喚起すべき箇所に適切に敷設することが必要です。
- ・ 昇降機の操作盤、点字による案内板、券売機等の前の点状ブロックの位置は、対象物の手前30cm程度の箇所とします。
- ・ 階段及び傾斜路の上り口、下り口に敷設する点状ブロックの位置についても、始末端部から30cm程度離れた箇所とします。
- ・ エスカレーター前に敷設する点状ブロックの位置は、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する程度の箇所とします。



3 出入口（移動円滑化経路と公共用道路の出入口）

<概要>

- ・ 「1 移動等円滑化された経路」の基準により定めた移動等円滑化された経路と駅等に接する道路やバス停等との間の出入口を、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とします。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とする。
 - イ 有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。
 - （1）有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - （2）自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

<要点>

- ・ 車いす使用者が円滑に通行できるよう出入口は、90cm以上の有効幅とすることが必要です。構造上の理由によりやむを得ない場合でも、80cm以上とすることが必要です。
- ・ 出入口に戸を設ける場合も、上記の有効幅が必要です。
- ・ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが必要です。容易に開閉できる構造については、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順とされています。
- ・ 出入口には、原則として、段差を設けないこととしますが、構造上の理由により段差を生じる部分へは傾斜路を併設することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 有効幅は、車いす同士がすれ違えるよう180cm以上確保することが望まれます。
- ・ 出入口に戸を設ける場合には、自動式引き戸とすることが望まれます。



4 通路

<概要>

- ・ 通路を高齢者、障害者等が利用しやすい構造とし、特に移動等円滑化された経路については、段差の解消等を図ります。

<設備基準>

- 1 通路は、次に定める構造とする。
 - イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ロ 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とする。
 - (1) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - (2) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
- 2 移動円滑化経路を構成する通路は、次に定める構造とする。
 - イ 有効幅は、140センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。
 - (1) 有効幅は、90センチメートル以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

<要点>

－通路の一般規定－

- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、高齢者、障害者等にとって危険であることから、滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 一般の通路（移動等円滑化された経路以外）についても、段差を設けないことが望まれますが、段差を設ける場合は、弱視の方や高齢者への配慮として、色の明度差等により段を識別しやすくするとともに、つまずきにくい構造とすることが必要です。

－移動等円滑化された経路を構成する通路の規定－

- ・ 移動等円滑化された経路を構成する通路の有効幅は、140cm 以上とすることが必要です。140cm 以上とは、車いすと人がすれ違うことのできる幅であり、車いす使用者が方向転換のために 180 度転回することのできる幅です。なお、幅を 140cm 以上確保できない場合は、車いす使用者が転回するための場所を確保し、120cm 以上とすることが必要です。
- ・ 通路上に戸を設ける場合は、有効幅を 90cm 以上とすることが必要です。90cm 以上とは、車いす使用者が円滑に通行できる幅です。なお、構造上やむを得ない場合でも、車いすが通過できる 80cm 以上の有効幅を確保することが必要です。
- ・ 通路上に戸を設ける場合は、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが必要です。容易に開閉できる構造については、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順とされています。
- ・ 通路上には、原則として段差を設けないこととします。構造上の理由により段差を生じる部分へは傾斜路を併設することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

－移動等円滑化された経路を構成する通路－

- ・ 移動等円滑化された経路を構成する通路は、車いす使用者同士がすれ違えるように 180cm 以上の有効幅を確保することが望まれます。
- ・ 歩行に制約のある利用者に配慮して、通路には、手すりを設置することが望まれます。さらに、手すりは、高さを変えて 2 列ずつ設置することが望まれます。
- ・ 通路上の戸の有効幅についても、車いす使用者同士がすれ違えるように 180cm 以上とすることが望まれます。
- ・ 通路上に戸を設ける場合には、自動式引き戸とすることが望まれます。



5 傾斜路

<概要>

- ・ 傾斜路については、手すりを設置し、表面を滑りにくい仕上げとするほか、移動等円滑化された経路を構成するものについては、幅員や勾配等にも配慮し、高齢者、障害者等が利用しやすいものとする必要があります。

<整備基準>

- 1 傾斜路は、次に定める構造とする。
 - イ 手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ハ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- 2 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に定める構造とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - イ 有効幅は、120センチメートル以上とする。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 勾配は、12分の1以下とする。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、8分の1以下とすることができる。
 - ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける。

<要点>

－傾斜路の一般規定－

- ・ 傾斜路には、歩行の手助けとなるよう、手すりを両側に連続して設置することを原則とします。
- ・ 手すりの高さは1列の場合は80cm程度、2列設置する場合は、85cm程度及び65cm程度を標準とします。
- ・ 手すりの形状は丸状で直径4cm程度とし、手すりの端部は突出しない構造とすることが必要です。
- ・ 雨天時等は、濡れて滑りやすく危険であることから、床の表面を滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 側面が壁面でない場合は、車いすの車輪や白杖、松葉杖等が落下することのないよう

に、傾斜路の両側に立ち上がり部を設置することが必要です。

－移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の規定－

- ・ 傾斜路の有効幅員を原則 120cm 以上とすることが必要です。120cm 以上とは、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅です。ただし、段に併設する場合は、車いす使用者が円滑に通行できる幅である 90cm 以上とすることができます。
- ・ 勾配は、原則 12 分の 1 以下とすることが必要です。12 分の 1 以下とは、国際シンボルマーク（障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク）掲示の基準となっているもので、具体的に勾配 12 分の 1 とは、水平距離 12 m に対し、垂直方向へ 1 m 上がることを意味しています。なお、高さが 16cm 以下の場合には、車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配である 8 分の 1 以下とすることができます。
- ・ 車いす使用者がスピードを制御し、また、休憩できる場所を確保するため、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けることが必要です。なお、踏幅の 150cm とは、車いすが 360 度回転できる幅です。

<達成することが望ましい目標>

－傾斜路の一般規定－

- ・ 手すりは、高さを変えて 2 列ずつ設置することが望まれます。
- ・ 視覚障害者を誘導する傾斜路の手すりには、傾斜路の行き先を点字で表示し、その内容を文字で併記することが望まれます。

－移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の規定－

- ・ 有効幅は、車いす同士がすれ違えるよう 180cm 以上確保することが望まれます。
- ・ 勾配は 20 分の 1 以下とすることが望まれます。



6 階段

<概要>

- ・ 階段については、手すりを設置するほか、段を識別しやすくするなど、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう配慮することが必要です。

<整備基準>

- 1 階段（踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とする。
 - イ 手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。
 - ハ 回り段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ニ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
 - ヘ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。
 - ト 階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
-

<要点>

- ・ 階段には、高齢者、障害者等の歩行の手助けとなるよう、手すりを両側に設置することを原則とします。
- ・ 手すりの高さは1列の場合は80cm程度、2列設置する場合は85cm程度及び65cm程度を標準とします。
- ・ 手すりの形状は丸状で直径4cm程度とし、手すりの端部は突出しない構造とすることが必要です。
- ・ 視覚障害者への案内として、手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けることが必要です。
- ・ 回り段は、踏み面幅が一定しないため、高齢者等が段を踏み外す危険性が高く、また、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため、原則として設けないこととします。
- ・ 雨天時等は、濡れて滑りやすく危険であることから、床の表面を滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 弱視の方や高齢者への配慮として、踏み面の端部の色の明度差を大きくすることなどにより、段を識別しやすくするとともに、つまずきにくい構造とすることが必要です。

- ・ 階段の側面が壁面でない場合は、車いすの車輪や白杖、松葉杖等が落下することのないように、立ち上がり部を設置することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 手すりは、高さを変えて2列ずつ設置することが望まれます。
- ・ 階段の幅が4 mを超える場合には、中間にも手すりを設置することが望まれます。
- ・ 手すり上の点字には、その内容を文字で併記することが望まれます。

7 昇降機

7-1 移動円滑化経路を構成するエレベーター

<概要>

- ・ エレベーターは、車いす使用者が円滑に乗降できる構造とするとともに、表示や音声による案内により聴覚障害者、視覚障害者等へも配慮した構造とすることが必要です。

<整備基準>

- 1 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とする。
 - イ かご及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。
 - ロ かごの内法幅は140センチメートル以上、内法奥行きは135センチメートル以上とする。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
 - ハ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。ただし、ロのただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - ニ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とする。
 - ホ かご内に手すりを設ける。
 - ヘ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。
 - ト かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設ける。
 - チ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設ける。
 - リ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設ける。
 - ヌ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とする。
 - ル 乗降ロビーの有効幅は150センチメートル以上、有効奥行きは150センチメートル以上とする。
 - ヲ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。

<要点>

- 出入口の有効幅は、車いす使用者が通過することができるよう 80cm 以上とすることが必要です。
- スルー型や直角 2 方向出入口型以外のエレベーターは、原則として手動車いすが内部で 180 度転回できる大きさである JIS 規格の 11 人乗り (140cm (W) ×135cm (D)) 以上のものとする必要があります。
- スルー型や直角 2 方向出入口型以外のエレベーターには、車いす使用者が後ろ向きでエレベーターを降りる際に出入口の状況が確認できるよう、内部に鏡を設置することが必要です。
- 犯罪時や事故時の安全確保のため、出入口の戸にガラス窓を設けること等により、外部から内部が見える構造とすることが必要です。
- お年寄りや足の不自由な方のため、かご内に手すりを設置することが必要です。
- 手すりは、高さ 80cm 程度で、握りやすい形状で設置することが必要です。
- ゆっくりとエレベーターの乗降ができるよう、出入口の戸の開扉時間を延長できるものとする必要があります。
- かごの内部には、到着予定階と現在位置を知らせる装置を設置します。
- 視覚障害者に配慮し、到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置をかご内に設置することが必要です。
- 操作盤は、点字標示などにより、視覚障害者が利用しやすいように配慮することが必要です。
- 車いす対応の操作盤は、車いす使用者が利用しやすい高さ (100cm 程度の場所) に設置することが必要です。
- 乗降ロビーは、車いすが転回できるよう 150cm×150cm 以上の広さとする必要があります。
- 視覚障害者に配慮し、乗降ロビーには原則として昇降方向を音声で知らせる装置を設置することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- 出入口の有効幅は、車いす使用者が円滑に通行できるよう、90cm 以上確保することが望まれます。
- 手動車いすが内部で転回でき、かつ介助者と同乗できる大きさである JIS 規格の 15 人乗り (160cm (W) ×150cm (D)) 以上のものとするのが望まれます。
- 聴覚障害者も含めた緊急時への配慮として、以下のような設備を設けることが望まれます。
 - ① かごの内部が確認できるカメラを設ける。
 - ② 故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内にその旨の表示を行うか、又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。

- ③ 係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。
- ・ 乗降ロビーは、電動車いすが転回できる広さとして、180cm×180cm以上の広さを確保することが望まれます。

7-2 移動円滑化経路を構成するエスカレーター

<概要>

- ・ エスカレーターは、弱視の方や高齢者等が踏み段を認識できるように配慮するとともに、車いす使用者が乗降する場合も考慮した構造とします。

<整備基準>

- 2 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に定める構造とする。ただし、ト及びチについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
 - イ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
 - ロ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとする。
 - ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。
 - ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - ホ くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
 - ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
 - ト 有効幅は、80センチメートル以上とする。
 - チ 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとして、かつ、車止めを設ける。

<要点>

- ・ 手動で上り下りを変更できる型のエスカレーターもありますが、上り下りそれぞれに高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設置することを原則とします。
- ・ 雨天時等は、踏み段の表面やくし板が濡れて滑りやすく危険であることから、表面を滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 視覚障害者等がエスカレーターに乗り移る際への配慮として、また降り口の認知を容

易にするため、昇降口では、3枚以上の踏み段が同一平面上にあり、水平となる構造とすることが必要です。

- 弱視の方や高齢者への配慮として、踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度差を大きくすることなどにより、段を識別しやすくします。
- 乗り降りの際の弱視の方や高齢者への配慮として、くし板（昇降口の境界部）と踏み段の色の明度差を大きくし、境界を容易に識別しやすくします。
- 利用者が誤って進入しないように、エスカレーター取り付け部床面等にそのエスカレーターが進む方向を示す矢印等を明示することが必要です。
- 車いす使用者がエスカレーターを使用する場合も考慮し、有効幅は車いすが乗降できる80cm以上とすることが必要です。
- 車いすが円滑に乗降できるものに手動で切り替えられる構造のものとし、切り替え後には、車いすが昇降のために踏み段上で円滑に停止でき、かつ転落防止のための車止めを設けることが必要です。



8 便所

8-1 便所の一般基準

<概要>

- ・ 駅の構造等により、構内に便所を設置することが困難な場合もありますが、便所を設置する場合は基準を満たすものとします。
- ・ 便所には出入口付近に点字案内板を設けるほか、床の表面を滑りにくくするとともに、男子用便所で小便器を設ける場合は、床置き式等のものを1以上設置します。

<設備基準>

- 1 便所を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設ける。
 - ロ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ハ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器その他これに類する小便器を設ける。
 - ニ ハの規定により設けられる小便器には、手すりを設ける。

<要点>

- ・ 視覚障害者の使用に配慮し、男子用女子用の区別や便所の構造を点字による案内等で表示します。
- ・ 点字による案内等は、床から中心までの高さを140cmから150cmとすることが必要です。
- ・ 床の表面は、濡れていても滑りにくい材料で仕上げることが必要です。
- ・ 便所内に、杖使用者等が前や横に体を預けながら用をたせるように配慮した手すりを設置した床置き式又は低リップ（リップ高35cm以下が望まれます。）の壁掛け式小便器を1以上設置することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 手すりの設置された床置き式小便器等は、入口から可能な限り近い位置に設置することが望まれます。

8-2 車いす使用者用トイレの設置

<概要>

- ・ 車いす使用者等が利用しやすい構造の便所又は車いす使用者等が利用しやすい構造の便房を有する便所（以下、「車いす使用者用トイレ」とします。）を1以上設置することが必要です。一般の便所（男女の区別がある場合はそれぞれの便所）内に車いす使用者用便房を設ける方法と、一般の便所から独立して車いす使用者用便所を設ける方法があります。

<整備基準>

- 2 便所を設ける場合は、そのうち1以上を前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
 - イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設ける。
 - ロ 車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とする。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 車いす使用者用トイレは、異性の介助者が入りやすい位置に男女それぞれ1以上設けることが望まれます。

8-3 車いす使用者用トイレの構造

－車いす使用者用トイレまでの経路－

<概要>

- ・ 移動等円滑化された経路から車いす使用者用トイレまでの経路について、車いす使用者等が円滑に通行できるようにします。

<整備基準>

- 3 前号のイの便房が設けられた便所の構造は、次に定める構造とする。
 - イ 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。

へ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。

5 第2号口の便所は、次に定める構造とする。

イ 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。

<要点>

- ・ 移動等円滑化された経路から車いす使用者用トイレまでの通路のうち1以上は、有効幅を原則140cm以上、戸を設ける場合の有効幅を原則90cm以上、段には傾斜路を併設するなど、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮したものとすることが必要です。
- ・ 一般の便所内に車いす使用者用トイレを設ける場合は、当該便所までの通路を上記と同様にバリアフリー化するほか、便所の入口から車いす使用者用トイレまでの内部の構造についても配慮が必要となります。

－車いす使用者用トイレの出入口の構造－

<概要>

- ・ 出入口の幅や標識の設置等について配慮します。
- ・ 一般の便所内に車いす使用者用トイレを設ける場合は、便所及び内部の車いす使用者用トイレの両方の出入口がそれぞれ基準を満たすようにします。

<整備基準>

3 前号のイの便房が設けられた便所の構造は、次に定める構造とする。

ロ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。

ハ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

ニ 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設ける。

ホ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。

(1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。

(2) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

4 第2号イの便房は、次に定める構造とする。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。

ロ 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示した標識を設ける。

ホ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。

へ 出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とする。

- (1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。
- (2) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- 5 第2号口の便所は、次に定める構造とする。
- ロ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とする。
- ハ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- ニ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。
- (1) 有効幅は、80センチメートル以上とする。
- (2) 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- ヘ 出入口には、当該便所が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示した標識を設ける。
-

<要点>

- ・ 出入口及び戸の有効幅は、車いす使用者が通過することができるよう 80cm 以上とすることが必要です。
- ・ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが必要です。容易に開閉できる構造については、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順とされています。
- ・ 出入口には、原則として段差を設けないこととします。構造上の理由により段差を生じる部分へは傾斜路を併設することが必要です。
- ・ 車いす使用者用トイレである旨を当該トイレの出入口に表示します。
- ・ 一般の便所内に車いす使用者用トイレを設ける場合は、内部に車いす使用者用トイレがある旨を便所の出入口に表示します。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 出入口及び戸は、車いす使用者が円滑に通行できるよう、90cm 以上の有効幅を確保することが望まれます。
- ・ 出入口に戸を設ける場合は、自動式引き戸とすることが望まれます。

－車いす使用者用トイレの内部の構造－

<概要>

- ・ 車いす使用者等が円滑に利用できる設備の配置や適切な広さを確保します。
- ・ 独立して車いす使用者用トイレを設ける場合のほか、一般の便所内に車いす使用者用トイレを設ける場合にも適用されます。

<整備基準>

- 4 第2号イの便房は、次に定める構造とする。
- ハ 腰掛便座及び手すりを設ける。
 - ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。
 - ト 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- 5 第2号ロの便所は、次に定める構造とする。
- ホ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
 - ト 腰掛便座及び手すりを設ける。
 - チ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。
-

<要点>

- ・ 便座の位置関係等により様々な平面計画が考えられることから、便房の幅、奥行き等の寸法については規定していませんが、車いす使用者が方向転換可能なものとして、標準的には200cm以上×200cm以上の広さを確保することが必要です。
- ・ 高齢者、障害者等が腰掛けて用を足すことができるよう、腰掛便座を設置するとともに、円滑に便座に腰掛けられるよう手すりを設置することが必要です。(手すりの設置に当たっては、肩まひ等の障害や、右利き左利きなどによる使い勝手を考慮して検討することが望まれます。)
- ・ 操作が容易な水洗器具、手すりの設置や洗面器の高さ等に配慮することが必要です。なお、車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上60cm以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを80cm以下とすることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ スペースが十分にとれる場合は、電動車いすで便器へ移乗するための方向転換が可能なスペースを確保した便房の広さとすることが望まれます。(標準的には220cm×220cmのスペースが必要です。)

8-4 多目的トイレの設置

<概要>

- ・ 1日当たりの平均的な乗降客数が5千人以上の鉄道駅については、多くの高齢者、障害者等が利用する施設として特に配慮が必要です。公共交通機関の施設に関する基準のうち、この部分の規定のみ、バリアフリー法の公共交通移動等円滑化基準によらない群

馬県独自の基準です。

- ・ 乳幼児ベッドやオストメイト対応設備などを設けた多目的トイレを設置します。なお、多目的トイレと前述の車いす使用者用トイレの両方を兼ねることも可能です。

<整備基準>

6 1日当たりの平均的な乗降客数が5千人以上の鉄道駅に便所を設ける場合は、前号までに掲げる基準のほか、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とする。

イ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設ける。

ロ 乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。

ハ 乳幼児椅子等乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。

ニ 視覚障害者が介助者と共に利用できるよう十分な広さを確保する。

ホ オストメイトの利用に配慮した設備を設けるよう努める。

<要点>

- ・ 乳幼児連れの人の利用を考慮し、乳幼児いす及び乳幼児ベッド等を設けた多目的トイレを1以上設けます。なお、多目的トイレを男女別とする場合は、それぞれに1以上設けることが必要です。
- ・ 多目的トイレには、出入口に、乳幼児連れの人の利用に配慮した多目的トイレである旨を標示することが必要です。
- ・ 介助者と共に利用する視覚障害者に配慮して、多目的トイレは十分な広さを確保することが必要です。
- ・ オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置するよう努めることが必要です。壁掛タイプの汚物流しが望ましいですが、既存の大便器に後付けできる洗浄水栓タイプも次善の方法として考えられます。なお、オストメイトの利用に配慮した設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うことが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 1日当たりの平均的な乗降客数が5千人未満の鉄道駅についても、乳幼児ベッドやオストメイト対応設備等を設けた多目的トイレを設置することが望まれます。
- ・ 多目的トイレは、異性の介助者が入りやすい位置に男女それぞれ1以上設けることが望まれます。
- ・ スペースに余裕がある場合には、乳幼児いすを複数の便房に設置し、多目的トイレ以外の便所の洗面所付近にも設置することが望まれます。

- 多目的トイレには、重度障害者のおむつ替え用等に、折り畳み式のユニバーサルシートを設置することが望まれます。その場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とすることが必要です。
- オストメイトの利用に配慮した水洗装置を設ける場合、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置することが望まれます。
- オストメイトの利用に配慮した汚物流しを設置する場合、オストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けることが望まれます。



9 案内設備、案内表示

<概要>

- ・ 視覚障害者や聴覚障害者の施設利用に配慮し、音声や文字などにより運行情報を提供する設備を設けます。

<整備基準>

- 1 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備える。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - 2 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設ける。
 - 3 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（「1 移動等円滑化された経路」の項第3号前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同号前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この号と次号において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備える。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
 - 4 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、公共交通機関の施設の構造及び移動等円滑化のための主要な設備の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設ける。
-

<要点>

- ・ 表示（提供）する情報は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報です。
- ・ 公共用通路に直接通じる出入口や改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために、昇降機、便所、乗車券等販売所の位置がわかる案内板等を見やすく表示することが必要です。また、視覚障害者の利用に配慮し、公共交通機関の構造や昇降機、便所、乗車券等販売所の位置を点字で示す案内板等を設けることも必要です。
- ・ 標識は、大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果のあるものとする必要があります。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 運行情報のみならず、災害時などの緊急情報も音声及び文字で提供できる設備を備えることが望まれます。



10 乗車券等販売所、待合所及び案内所

<概要>

- 乗車券等販売所、待合所及び案内所（以下「乗車券等販売所等」とする。）を設ける場合は、通路や出入口、カウンターについて、車いす使用者等が円滑に通行、利用できるように配慮します。

<整備基準>

- 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。
 - 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、「4 通路」の項第2号に掲げる基準に適合するものとする。
 - 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。
 - 有効幅は、80センチメートル以上とする。
 - 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とする。
 - 有効幅は、80センチメートル以上とする。
 - 車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
 - 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
 - カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- 前号の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

<要点>

- 移動等円滑化された経路から乗車券等販売所等までの通路のうち1以上は、有効幅を原則140cm以上、戸を設ける場合の有効幅を原則90cm以上、段には傾斜路を併設するなど、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮したものとすることが必要です。
- 乗車券等販売所等の出入口及び戸の有効幅は、車いす使用者が通過することができるよう80cm以上とすることが必要です。
- 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが必要です。容易に開閉できる構造については、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順とされています。
- 出入口には、原則として段差を設けないこととします。構造上の理由により段差を生じる部分へは傾斜路を併設することが必要です。

- ・ カウンターを設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮し、高さや蹴込みについて考慮し、カウンターの下部は、車いす使用者のひざやフットレストなどが当たらないよう配慮することが必要です。
- ・ 出札・案内カウンターの一部は、車いす使用者との対話に配慮して、高さ 75cm 程度とすることが必要です。
- ・ 出札・案内カウンターの蹴込みの一部は、高さ 60cm 程度以上、奥行き 40cm 程度以上とすることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 乗車券等販売所等の出入口及び戸の有効幅は、車いす使用者が円滑に通行できるよう、90cm 以上とすることが望まれます。



1 1 券売機

<概要>

- ・ 券売機を設ける場合は、車いす使用者や視覚障害者等に配慮したものを設けることが必要です。

<整備基準>

- 1 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。
-

<要点>

- ・ 1以上の券売機は、車いす使用者に配慮し、以下の構造のものとする必要があります。
- ・ 金銭投入口は、車いす使用者が利用しやすい高さとしします。
- ・ 車いす使用者が容易に接近しやすいようカウンター下部に高さ 60cm 程度以上の蹴込みを設けます。
- ・ 主要なボタンは、110cm 程度の高さを中心に配置します。
- ・ 視覚障害者を誘導する券売機は以下の構造のものとする必要があります。
- ・ 運賃等の主要なボタンには点字テープを貼付する。
- ・ 券売機の横に点字運賃表を設置する。
- ・ タッチパネル式の場合、点字標記付きのテンキー及び音声案内を設置する。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 視覚障害者を誘導する点字ボタンの料金表示は、周辺との明度差を大きくするなどして弱視者の利用に配慮することが望まれます。
- ・ 点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すことなどにより弱視者に運賃がわかりやすくなっていることが望まれます。



1 2 休憩設備

<概要>

- ・ 大規模な公共交通機関の施設では、移動距離が長くなるため、特に高齢者、障害者等が休憩できるための設備を1以上設置します。

<整備基準>

- 1 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
-

<要点>

- ・ 旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ主要な経路上に休憩のためのベンチ等を設けることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、乳幼児ベッドや給湯設備等を配置することが望まれます。



13 改札口

<概要>

- ・ 移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上を車いす使用者の通行に配慮した有効幅とします。

<整備基準>

- 1 鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅が80センチメートル以上とする。
-

<要点>

- ・ 車いす使用者が通行できるよう改札口の有効幅は、80cm以上とすることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 車いす使用者が円滑に通行できるよう、90cm以上の有効幅を確保することが望まれます。



14 プラットホーム

<概要>

- ・ 車いす使用者等が円滑に車両に乗降できるようプラットホームと車両との隙間・段差を解消するとともに、線路からの転落防止の措置等、高齢者、障害者等の安全に配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 鉄道駅のプラットホームは、次に定める構造とする。
 - イ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。
 - ロ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとする。
 - ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備える。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ニ 排水のための横断勾配は、1パーセントを標準とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。また、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては適用しないものとする。
 - ホ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ヘ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。
 - ト プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設ける。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
 - チ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設ける。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。また、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては適用しないものとする。
- 2 鉄道駅の適切な場所において、列車に設けられる車いすスペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示する。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

<要点>

- ・ 車いす使用者や視覚障害者をはじめとする乗客の円滑かつ安全な乗降のために、鉄道車両とプラットホームの隙間はできる限り小さくし、段差はできる限り平らにする必要があります。なお、隙間・段差のある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を設けることとし、次の対策を講じることが望まれます。
- ・ 渡り板を速やかに設置できる場所に配備する。
- ・ 速やかに操作できる構造の段差・隙間解消装置を設置する。
- ・ 隙間が大きい場合転落する危険を生じさせるおそれがある場合は回転灯等を設置するとともに、音声でその旨を警告する。
- ・ 線路への転落の危険性があるプラットホームにおいては、排水勾配として支障のない限りは、車いす使用者等への安全性に配慮してゆるい勾配（1%標準）とすることが必要です。
- ・ 雨天時等は、表面が濡れて滑りやすく、高齢者、障害者にとって危険であることから、プラットホームの床の表面は滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 視覚障害者の転落を防止するため、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等の設備を設けるとともに、安全性を確保するために、以下の基準に配慮します。

(ホームドアを設置する場合)

- ・ 車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。
- ・ ホームドアの開口部には点状ブロックを敷設する。
 - ・ ドアの開閉を音声や音響で知らせることが望まれます。

(可動式ホームさくを設置する場合)

- ・ 車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。
- ・ 可動式ホームさくの開口部には点状ブロックを敷設する。
 - ・ ドアの開閉を音声や音響で知らせることが望まれます。

(点状ブロックを敷設する場合)

- ・ プラットホームの縁端から 80cm 以上離れた場所に連続して敷設する。
- ・ 階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックが交わる箇所（T字部）については、誘導用の線状ブロックと縁端部の点状ブロックとの間に点状ブロックを敷設する。
- ・ 旅客が転落するおそれのある場合は、線路側以外のプラットホームの両端にも、転落を防止するためのさくを設けます。このさくの高さは、110cm 以上とすることが必要です。
- ・ プラットホームには、原則として、列車の接近について、聴覚障害者や視覚障害者へ適時・適切に情報提供するための設備（光や文字、音声や音響によるもの）を設けることが必要です。

- 車いす使用者が車いすスペースの設置された車両へ円滑に乗車できるよう、この車両が停止するプラットフォーム上の位置の表示を行うことが必要です。



15 バスターミナルの乗降場

<概要>

- ・ バスターミナルの乗降場は、安全に配慮するとともに、車いす使用者等が円滑に自動車に乗降できる構造とします。

<整備基準>

- 1 バスターミナルの乗降場は、次に定める構造とする。
 - イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
 - ロ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のに供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設ける。
 - ハ 当該乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とする。
-

<要点>

- ・ 床の表面が濡れていても滑りにくい材料で仕上げることが必要です。
- ・ 視覚障害者と自動車との接触事故を防止するため、さくや点状ブロック等の防止設備を設けることが必要です。
- ・ 車いす使用者が自動車に円滑に乗降できるよう、待機のための水平部分の設置、乗降場の幅、段差解消のための措置等について配慮が必要です。



(第 2 節 道路)



1 歩道

1-1 歩車道の分離、有効幅員

<概要>

- ・ 歩道と車道を適切な方法により分離し、幅員は車いす使用者等の通行に配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 歩道を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - イ 車道、路肩及び停車帯（以下「車道等」という。）と適切な方法により分離する。
 - ロ 有効幅員は、原則として200センチメートル以上とする。ただし、現地の状況等により、有効幅員を200センチメートル以上とすることが困難な箇所については、この限りではない。

<要点>

－歩車道の分離－

- ・ 高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動を確保するためには、歩道を車道から明確に分離することが必要です。特に視覚障害者は、歩車道境界を白杖や足で触知して区分することから、縁石等により適切に分離することが必要です。

－有効幅員－

- ・ 有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違うことのできる200cm以上を原則とします。
- ・ 既存の道路に歩道を設置する場合や道路の幅員が狭い場合等について、有効幅員が200cm未満となることがありますが、この場合も150cm以上の有効幅員を連続して確保するとともに、車いす使用者のすれ違いのため必要と認められる箇所に200cm以上の有効幅員を確保することが望まれます。

<達成することが望ましい目標>

－歩車道の分離－

- ・ 歩道の形式は、歩道面の車道面からの高さによりフラット型、セミフラット型及びマウンドアップ型の3つの形式がありますが、「波打ち歩道」が発生せず、高齢者、障害者

等にやさしく、車からの安全性の高い蟬フラット型を標準とした整備を行うこととし、その構造は下記を標準とすることが望まれます。

- ①歩車道境界を連続的に明示するために、縁石線を設ける。
- ②歩道一般部の路面の高さは、車道より5cmを標準とする。
- ③歩道と車道を分離する縁石の、車道に対する高さは15cmを標準とする。
- ④高齢者、障害者等の安全で円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道と車道の間に植樹帯、並木、さくを設けるものとする。

－有効幅員－

- ・ 自転車の通行を考慮する場合の有効幅員は、300cm以上とすることが望まれます。
- ・ 駅や学校、病院などの周辺においては、高齢者、障害者等の通行が多くなるため、有効幅員350cm以上（自転車の通行を考慮する場合は400cm以上）とすることが望まれます。

1 - 2 横断勾配、縦断勾配

<概要>

- ・ 車いす使用者が横断方向・縦断方向に流されることのないよう、勾配は最小限とします。

<整備基準>

- ハ 横断勾配は、2パーセント以下とする。
 - ニ 縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、既存道路に歩道を敷設する場合や地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
-

<要点>

－横断勾配－

- ・ 横断勾配は、排水のために必要なものであるが、車いす使用者が通行時に横断方向に流されることなく、直進できるよう2%以下とすることが必要です。

－縦断勾配－

- ・ 人が進む方向の勾配（縦断勾配）は、ほんの少しの勾配であっても、車いす使用者や高齢者にとって負担になるため、できる限り緩くすることが望まれます。
- ・ 車いす使用者の通行が可能な5%以下の勾配を原則としますが、5%以下にできない

場合についても、車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配である8%以下とすることが望まれます。

<達成することが望ましい目標>

－縦断勾配－

- ・ 歩道舗装に透水性のある舗装を使用できる場合は、横断勾配の標準を1%とすることが望まれます。浸透した雨水の凍結融解の繰り返しによる舗装破壊の心配がある積雪寒冷地は、透水性のある舗装を採用できないため1.5%とします。

1 - 3 横断歩道等に接する歩道部の構造

<概要>

- ・ 横断歩道等に接する歩道と車道との段差は、視覚障害者、車いす使用者等に配慮したものとし、この段差に接する歩道の部分には、車いす使用者の静止、円滑な転回に配慮した部分を設けます。

<整備基準>

ホ 交差点における歩行者の横断の用に供する部分又は横断歩道に接する歩道と車道等の段差は、2センチメートルを標準とする。

へ ホの段差に接する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設ける。

<要点>

- ・ 視覚障害者は、歩車道境界を白杖や足で触知して区別することから、境界部には段差が必要です。車いす使用者が乗り越えられ、かつ視覚障害者が認識できる段差として2cmを標準とします。
- ・ 交差点部等では、車いす使用者が安全に静止できる部分が必要となります。なお、車いす使用者が円滑に転回するためには、できる限り平らな構造を進行方向に1.5m程度確保することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 視覚障害者の安全に考慮し、歩道の横断歩道接続部等には、歩道と車道等の区別のた

めに2 cmを標準とした段差を設けるとともに、点状ブロックによる歩車道境界の警告を行うことが望まれます。

1 - 4 歩道の路面、排水溝等

<概要>

- ・ 路面は、水はけが良く、平たんとし、転倒事故等を防止します。
- ・ 歩道上の排水溝の溝ぶたは、つえの先や車いすの車輪が落ち込まないよう細めの幅とします。

<整備基準>

- ト 路面は、平たんかつ滑りにくく、水はけの良いものとする。
 - チ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける。
-

<要点>

－歩道の路面－

- ・ 波打ち歩道は車いす使用者等にとって通行しづらいので、可能な限り連続する平たん部分を確保することが必要です。
- ・ 部分補修や占用工事により、路面が不陸とならないようにすることが必要です。
- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、危険であることから、滑りにくい材料で仕上げることが必要です。

－排水溝等－

- ・ 歩道上に排水溝等が存在すると、車いすのキャスターや白杖等が落ち込む危険性があるため、それらが落ち込まない構造の溝ぶたを設けることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

－歩道の路面－

- ・ 歩道の路面舗装は、雨水を地下に浸透させることができる構造（透水性舗装）とすることが望まれます。
（参考）透水性舗装が望まれない区間

- ① 積雪寒冷地 : 凍結融解の繰り返しにより舗装破損等が懸念されるため
- ② トンネル区間 : 雨水等の影響がないため
- ③ 橋梁区間 : 構造的技術基準が確立されていないため
- ④ その他 : 利用数の多い車両乗り入れ部
地下水位が高く雨水を地下に浸透されることが不適切な場所など

－排水溝等－

- ・ 歩道内に排水構造物を設置すると、歩行者あにとつて歩きづらく、側溝蓋やグレーチングの穴は危険です。このため、路面排水に用いる排水構造物は、歩車道境界部に設置することが望まれます。

1 - 5 視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設等の設置

<概要>

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、接地面との輝度比や明度差を考慮し、黄色を基本とします。
- ・ 歩行中に休憩できるベンチ等を必要に応じ設けます。

<整備基準>

- 2 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、当該視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を基本とする。ただし、色彩に配慮した歩道で黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる色とする。
 - 3 高齢者、障害者等が歩行中に休憩ができるよう、必要に応じベンチ等を設けるよう努める。
-

<要点>

－視覚障害者誘導用ブロック－

- ・ 形状、寸法はJ I S規格に適合したものとします。
- ・ 色は、弱視の方にも見やすいよう、歩道の色との対比効果を考慮し、黄色を原則とします。
- ・ 路面の色や明るさにより、黄色で輝度比(2.0)が得られない場合は、弱視の方がこの輝度比により、ブロックを認識していることに配慮して、ブロックの色彩を選定することが望まれます。

－休憩施設等の設置－

- ・ 縦断勾配が5%以上の長い坂道が続く歩道については、必要に応じベンチ等の休憩施設の設置を検討することが必要です。
- ・ 上記以外の区間においても、1,000mを目安としてベンチ等の休憩施設の設置を検討することが望まれます。
- ・ ベンチ等を設置する場合は、歩道の通行者に支障とならないよう設置することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

－視覚障害者誘導用ブロック－

- ・ 歩道の横断歩道接続部等には、点状ブロックによる歩車道境界の警告を行うとともに、線状ブロックによりその通行方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを部分的に設置することが望まれます。また、中央分離帯上の滞留スペース、バス停留所、立体横断施設の昇降口等にも、上記同様、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望まれます。

－休憩施設等の設置－

- ・ 車いす使用者と介助者が並んで休憩できるベンチを設置することが望まれます。
- ・ 風雨を避ける上屋や日光を避ける樹木などを設置することが望まれます。



2 立体横断施設

<概要>

- ・ 上下方向の移動を伴う立体横断施設は、できる限り設置しないことが望まれますが、設置する場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - イ 階段、傾斜路及びその踊場には、手すりを設ける。
 - ロ 階段には、回り段を設けない。
 - ハ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
 - ニ 段は、識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。
 - ホ 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

<要点>

- ・ 高齢者、障害者等の歩行の手助けとするための手すりを連続して設置することが必要です。
- ・ 回り段は、路面幅が一定しないため、高齢者等が段を踏み外す危険性が高く、また、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため、設けないこととします。
- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、高齢者、障害者にとって危険であることから、滑りにくい仕上げの路面とする必要があります。
- ・ 水たまりが生じないように路面の排水等に配慮する必要があります。
- ・ 弱視の方や高齢者への配慮として、路面の端部の色の明度差を大きくすることなどにより、段を識別しやすくするとともに、つまずきにくい構造とすることが必要です。
- ・ 視覚障害者の円滑な通行のために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

－手すり－

- ・ 利き手や昇降方向に応じて左右どちらでも利用できるよう両側に連続して設置することが望まれます。
- ・ 身長にあわせて利用できるよう2段式の手すりを設置することが望まれます。
- ・ 手すりの端部の付近には、経路の通ずる場所を示す点字を貼り付けることが望まれます。

す。

－エレベーターの設置－

- ・ 高齢者、障害者等の利用が特に多い立体横断施設には、エレベーターを設置することが望まれます。

（エレベーターの基準については、公共交通機関の施設の移動円滑化経路を構成するエレベーターの基準に適合するものを設置することが望まれます。）



(第3節 公園)



1 出入口

<概要>

- ・ 公園の出入口のうち1以上は、高齢者、障害者が円滑に通過できるよう整備します。

<整備基準>

- 1 出入口のうち1以上は、次の定める構造とする。
 - イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。ただし、車止めのさく等を設ける場合においては、さく等とさく等の間隔は、90センチメートル以上とする。
 - ロ 段差を設けない。
 - ハ 段差がある場合は、5パーセント以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつける。ただし、道路との境界部における最小限の段差については、この限りでない。
 - ニ 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。
 - ホ 出入口が直接車道等に接する場合は、点状ブロック等の敷設、舗装材の変化等により車道等との境界を明示する。
-

<要点>

- ・ 出入口の有効幅員は、松葉杖使用者が円滑に通行でき、人が横向きになれば、車いすとすれ違える120cm以上とすることが必要です。また、車止めのさく等を設ける場合は、その間隔は、車いす使用者が円滑に通行できる90cm以上とすることが必要です。
- ・ 少しの段差でも車いす使用者等の円滑な移動には支障となります。段差が生じる部分は可能な限り緩やかに（勾配5%以下）すりつけて、段差を解消することが必要です。
- ・ 道路との境界部において最小限の段差を残す場合は、車いす使用者の通行に配慮し、2cm以下の面取りされたものとします。
- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、危険であることから、滑りにくい材料で仕上げることが必要です。
- ・ 視覚障害者が、自分が認識できないまま車道へ出てしまうと危険ですので、点状ブロック等により出入口と道路との境界を明確にすることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 出入口の有効幅員は、車いす同士がすれ違えるよう180cm以上確保することが望まれます。



2 園路

2-1 園路の幅員、勾配

<概要>

- ・ 公園の園路のうち主要な1以上の園路は、障害者、高齢者等の円滑な利用に配慮し、必要な幅員の確保や勾配に配慮します。

<整備基準>

- 1 「1 出入口」の項に定める構造の出入口に通じる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とする。
 - イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。
 - ロ 縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、高低差が75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。
 - ハ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに150センチメートル以上の水平部分を設ける。

<要点>

- ・ 園路の有効幅員は、松葉杖使用者が円滑に通行でき、人が横向きになれば、車いすとすれ違う120cm以上とすることが必要です。
- ・ 縦断勾配が急な園路では、車いす使用者の円滑な通行に支障を生じますので、縦断勾配は原則5%以下（ただし、高低差16cm以下で12%以下、75cm以下で8%以下）とし、可能な限り小さくすることが必要です。なお、縦断勾配5%とは、車いす使用者が勾配を昇降するとき通行が可能な勾配です。勾配8%とは、車いす使用者が自力で通行することのできる限界勾配です。
- ・ 傾斜が長く続く場合、車いす使用者はスピードの制御が難しくなります。そこで、3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合は、途中で休憩や速度の制御をするための平坦な部分を設けることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 園路の有効幅員は、車いす同士がすれ違えるよう180cm以上確保することが望まれます。
- ・ 横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平にすることが望まれます。

2-2 段差

<概要>

- ・ 少しの段差でも車いす使用者の円滑な移動には支障となります。段差を生じる部分はすりつけや傾斜路の設置を行い、段差を解消することが必要です。

<整備基準>

- ニ 段差を設けない。
- ホ 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、5パーセント以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下）の勾配ですりつける。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とする。
- へ やむを得ず階段を設ける場合は、第2号に定める構造の傾斜路を併設する。

<要点>

- ・ 段差を設けないようにします。段差を生ずる場合は、5%以下（やむを得ない場合8%以下）の勾配ですりつけます。
- ・ やむを得ず段差を残す場合は、2cm以下のものとします。
- ・ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

2-3 路面、視覚障害者誘導用ブロック

<概要>

- ・ 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとします。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設します。

<整備基準>

- ト 路面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- チ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設する。

<要点>

－路面－

- ・ 路面は、可能な限り平坦とするとともに、雨天時等、路面が濡れた際も滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 排水等に十分配慮し、水たまりが生じないようにする必要があります。

－視覚障害者誘導用ブロック－

- ・ 視覚障害者の円滑な通行のために適切に敷設することが必要です。
- ・ 形状、寸法はJIS規格に適合したものとし、地色との対比効果のある色とすることが必要です。
- ・ 必要に応じ、傾斜路の上端・下端に近接する園路やその踊場の部分、その他、便所が触地図等の視覚障害者の利用する設備までの経路に敷設することが必要です。

2 - 4 傾斜路

<概要>

- ・ 傾斜路を設ける場合は、有効幅員や踊場や手すりの設置等に配慮が必要です。

<整備基準>

- 2 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - イ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。
 - ロ 傾斜路の始終点及び高低差 75センチメートル以内ごとに、長さ 150センチメートル以上の水平部分（踊場）を設ける。
 - ハ 手すりを設ける。
 - ニ 両側には、転落を防止する措置を講ずる。

<要点>

- ・ 有効幅員は、松葉杖使用者が円滑に通行でき、人が横向きになれば、車いすとすれ違えるよう 120cm 以上とすることが必要です。
- ・ 傾斜が長く続く場合、車いす使用者はスピードの制御が難しくなります。そこで、高低差 75cm を超える場合は、休憩や速度の制御をするための水平部分（踊場）をもうけることが必要です。
- ・ 手すりは高齢者、障害者等の歩行の手助けになりますので連続して設置することが必要です。なお、手すりは両側に設置することが基本ですが、構造上やむを得ない場合でも片側には設けます。
- ・ 手すりの高さは 1 列の場合は 80cm 程度、2 列を設置する場合は、85cm 及び 65cm を標準とします。

- ・ 車いすの車輪や白杖、松葉杖等が落下することのないように、高さ 5 cm の立ち上がりや側壁を設置するなどの転落防止措置を両側に講ずることが必要です。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 傾斜路の両側に、高さを変えて 2 列ずつ手すりを設置することが望まれます。

2 - 5 排水溝

<概要>

- ・ 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けることが必要です。

<整備基準>

- 3 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける。
-

<要点>

- ・ 車いすの車輪や白杖、松葉杖等が落下することのないように配慮することが必要です。



3 階段

3-1 回り段の禁止、有効幅員

<概要>

- ・ 主要な動線上にある階段は、高齢者、障害者等が利用しやすいように回り段を設けず、有効幅員にも配慮が必要です。

<整備基準>

- 1 主要な動線上にある階段は、次に定める構造とする。
 - イ 回り段を設けない。
 - ロ 有効幅員は、120センチメートル以上とする。
-

<要点>

- ・ 回り段は、視覚障害者が方向感覚を失いやすく、また、路面幅が一定しないため高齢者等が段を踏み外す危険性が高まるので設置しないこととします。
- ・ 有効幅員は、松葉杖使用者が円滑に通行できるよう120cm以上とすることが必要です。

3-2 踊場、手すり

<概要>

- ・ 階段には、踊場や手すりを設置し、高齢者、障害者等が利用しやすいものとします。

<整備基準>

- ハ 階段の始終点及び高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分（踊場）を設ける。
 - 二 手すりを連続して設ける。
-

<要点>

- ・ 階段が長く続く場合、高齢者等が利用しづらく、また転落時の危険性等も増すこととなるため、終始点及び高さ300cm以内ごとに踊場を設けることが必要です。

- ・ 手すりは高齢者、障害者等の歩行の手助けになりますので連続して設置することが必要です。なお、手すりは両側に設置することが基本ですが、構造上やむを得ない場合でも片側には設けます。
- ・ 手すりの高さは1列の場合は80cm程度、2列を設置する場合は、85cm及び65cmを標準とします。

<達成することが望ましい目標>

-手すり-

- ・ 手すりは両側に2列ずつ設置することが望まれます。
- ・ 幅が300cm以上の階段については、中央にも手すりを設置することが望まれます。

3-3 表面、路面、点状ブロックの敷設

<概要>

- ・ 表面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・ 路面は、視覚障害者が識別しやすく、つまずきにくい構造とする。
- ・ 階段の昇り口、降り口の路面に点状ブロック等を敷設する。

<整備基準>

- ホ 表面は、平たんで、濡れても滑りにくい仕上げとする。
 - ヘ 路面は、視覚障害者が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。
 - ト 昇り口、降り口の路面には、点状ブロック等を敷設する。
-

<要点>

- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、高齢者、障害者にとって危険であることから、滑りにくい仕上げとする必要があります。
- ・ 弱視の方や高齢者への配慮として、色の明度差を大きくするなどにより、段を識別しやすくするとともに、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすることが必要です。
- ・ 階段の形状は、蹴上げ15cm以下、踏幅35cm以上、蹴込み2cm以下とします。
- ・ 同一階段では、蹴上げ、踏面の寸法は一定とします。
- ・ 階段の昇降口の部分には、視覚障害者がつまずきや転落することのないよう、点状ブロックを敷設することなどにより、事前に階段の存在を警告する必要があります。

- ・ 点状ブロックの形状、寸法は、J I S規格に適合したものとし、地色との対比効果のある色とすることが必要です。



4 便所

4-1 車いす使用者用便房の設置

<概要>

- ・ 車いす使用者用便房を1以上設けます。

<整備基準>

- 1 便所を設ける場合は、そのうち1以上は次に定める構造とする。(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園に設けるものを除く。)
イ 次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上設ける。

<要点>

- ・ 公園内に不特定多数の方が利用する便所を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できる空間の確保や設備の配置等に配慮した便房を1以上設けることが必要です。なお、小規模な公園の便所(※主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする都市公園)については、除外規定を設けてあります。

<達成することが望ましい目標>

- ・ 車いす使用者用便房は、異性の介助者が入りやすい位置に男女それぞれ1以上設けることが望まれます。

4-2 車いす使用者用便房の出入口

<概要>

- ・ 車いす使用者等便房の出入口の幅や戸の構造について、高齢者、障害者等が利用しやすいものとなるよう配慮し、段がある場合は、傾斜路を併設します。

<整備基準>

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とする。

(2) 出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。

(3) 出入口に高低差のある場合は、「2 園路」の項第 2 号に定める構造の傾斜路を設ける。

<要点>

- ・ 車いす使用者が通過することができるよう出入口の幅は 80cm 以上とすることが必要です。
- ・ 出入口の戸は、容易に開閉して通過できる構造とします。この構造については、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順とされています。
- ・ 少しの段差でも車いす使用者の円滑な移動には支障となります。段差を生じる部分へは傾斜路を併設することが必要です。
- ・ 傾斜路は、有効幅員 120cm 以上とし、手すりや転落防止の措置が必要です。
(95 ページ「2 - 4 傾斜路」参照)

<達成することが望ましい目標>

- 出入口の戸 -

- ・ 車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置し、広い空間を確保します。

4 - 3 車いす使用者用便房の設備の配置、空間の確保

<概要>

- ・ 車いす使用者等便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置し、広い空間を確保します。

<整備基準>

(4) 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

(5) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

<要点>

- ・ 高齢者、障害者等が腰掛けて用を足すことができるよう、腰掛便座を設置するととも

に、円滑に便座に腰掛けられるよう手すりを設置することが必要です。

- ・ 便座の位置関係等により様々な平面計画が考えられることから、便房の幅、奥行き等の寸法については規定していませんが、車いす使用者が方向転換可能なものとして、200cm以上×200cm以上の広さを確保することを標準とします。

<達成することが望ましい目標>

- 設備の配置 -

- ・ 手すりの設置に当たっては、肩まひ等の障害や、右利き左利きなどによる使い勝手を考慮して検討することが望まれます。
- ・ 緊急時に配慮して、利用しやすい位置・形状の通報装置を設けることが望まれます。
- ・ 多数の高齢者、障害者等の利用が見込まれる便所については、乳幼児椅子、乳幼児ベッド、オストメイトの利用に配慮した設備を設けることが望まれます。

4 - 4 標識、男子用小便器

<概要>

- ・ 当該便房が、車いす使用者が円滑に利用できるものである旨表示するとともに、だれもが利用できる旨を表示します。
- ・ 男子用小便器のうち1以上を床置き等とします。

<整備基準>

- ロ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨の標識を掲示するとともに、だれもが利用できる旨を併せて表示する。
- ハ 男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に、床置き的小便器その他これに類する小便器を1以上設置する。

<要点>

- ・ 国際シンボルマークの掲示等により、車いす使用者が円滑に利用できる便房であることを表示します。また、この便房が、車いす使用者等の利用を優先すべき便所であり、車いす使用者専用ということではない旨を表示することが必要です。
- ・ 便房内に乳幼児いす、乳幼児ベッド、オストメイト対応設備等を設けている場合には、これらの設備がある旨の表示も併せて必要です。
- ・ 子どもや背の小さい方の利用に配慮して、床置き小便器又は低リップ（たれ受部）型

の壁掛け式小便器を設置することが必要です。

<達成することが望ましい目標>

－男子用小便器－

- ・ 松葉杖使用者等が円滑に小便器を利用できるよう床置き式小便器等には、手すりを適切に設置することが望まれます。



5 案内板

<概要>

- ・ 案内表示は、高齢者、障害者等に配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 案内表示を設ける場合は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、標記方法等に配慮したものとします。
-

<要点>

(設置方法)

- ・ 案内板は、公園利用者の通行に支障とならない位置に、車いす利用者が近づけるように十分な空間を設けて設置することが必要です。
- ・ 子どもや車いす利用者等の見やすさに配慮し、案内板の上端の高さは150cmを標準とします。
- ・ やむを得ず、上部突出型の案内板を設ける場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上から200cm以上となる高さに設置することが必要です。

(表記方法)

- ・ 大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすることが必要です。
- ・ 必要に応じ、外国語を併記するとともに、点字表示や触地図を設けるなど、視覚障害者に配慮することが必要です。
- ・ 必要に応じ、夜間に十分な照明を確保することが必要です。



6 駐車場

<概要>

- ・ 駐車場の整備に当たっては、乗降の際に広いスペースを必要とする車いす使用者等に配慮した駐車施設を設けます。
- ・ 車いす使用者等駐車施設は、駐車場の全駐車台数に応じた数を設置し、幅（350cm以上）、位置、表示に配慮し、適切に設置します。

<整備基準>

- 1 駐車場を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設を設ける。
- 2 車いす使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。
- 3 車いす使用者用駐車施設の構造は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とする。
 - ロ 「2園路」の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設ける。
 - ハ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨表示する。

<要点>

- ・ 車いす使用者用駐車施設の必要数は、次のとおりとなります。

（全駐車台数）	（車いす使用者用）
1台～50台	： 1台分以上
51台～100台	： 2台分以上
101台～150台	： 3台分以上
151台～200台	： 4台分以上
201台～	： 5台分以上（※）

※全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上
- ・ 車いす使用者は、自動車のドアを全開にしてから、自動車へと乗降します。車いす使用者が自動車への容易に乗降するためには、駐車施設に350cm以上の幅が必要です。また、この幅は、車いすが転回でき、介助者が横に付き添えるスペースを見込んだものです。
- ・ 移動の困難な車いす使用者等に配慮し、車いす使用者用駐車施設は、主要な園路に接続しやすい位置に設けることが必要です。
- ・ 車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するために、「国際シンボルマーク」

を駐車位置に塗装するなどの表示が必要です。

<達成することが望ましい目標>

－車いす使用者用駐車施設の奥行き－

- ・ バックドアから乗降する車いす使用者を考慮して、車いす使用者用駐車施設の奥行き寸法にも配慮することが望まれます。

－雨天時等の配慮－

- ・ 雨や雪の際にも円滑に乗降及び移動ができるように、車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者用駐車施設から出入口へ通ずる通路には、屋根又はひさしを設けることが望まれます。

7 付帯設備

<概要>

- ・ ベンチ、水飲み場、券売機等は、障害者、高齢者等に配慮した構造とします。

<整備基準>

- 1 ベンチ、水飲み場、券売機等は、障害者、高齢者等に配慮した構造とする。
-

<要点>

(ベンチ)

- ・ 腰掛け板の高さは40cm～45cmを標準とします。
- ・ 杖使用者に配慮したベンチは、標準の高さを55cmとし、前傾させます。
- ・ 必要に応じ、両端には、手すり兼用となるような大きめの肘掛けを設けます。

(水飲み場)

- ・ 車いすが接近できるよう使用方向に150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設けます。
- ・ 飲み口は上向きとします。
- ・ 給水栓は、レバー式等の使用しやすいものを、手前で操作できるように取り付けます。

(券売機)

- ・ 券売機の前方もしくは横方向は、車いす使用者等が接近できる水平なスペースを確保します。
- ・ 金銭投入口の高さは、100cm～130cm程度とし、車いすが接近しやすいように下部にスペースを設けます。

<達成することが望ましい目標>

(ベンチ)

- ・ 車いす使用者と介助者が並んで休憩できるベンチを設置することが望まれます。

(水飲み場)

- ・ 飲み口までの高さは、70cm～80cm程度とし、車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保することが望まれます。

(券売機)

- ・ 操作ボタンには、金額等を点字表示することが望まれます。



(第 4 節 路外駐車場)



1 駐車場

<概要>

- ・ 駐車場の整備に当たっては、乗降の際に広いスペースを必要とする車いす使用者等に配慮した駐車施設を設けます。
- ・ 車いす使用者駐車施設は、駐車場の全駐車台数に応じた数を設置し、幅(350cm以上)、位置(出入口近く)、表示に配慮し、適切に設置します。

<整備基準>

- 1 車いす使用者用駐車施設を設ける。
- 2 車いす使用者用駐車施設の数は、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。
- 3 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とする。
 - ロ 出入口(自動車のみ利用に供するものを除く。以下この表において同じ。)に近い位置に設ける。
 - ハ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨表示する。

<要点>

- ・ 車いす使用者用駐車施設の必要数は、次のとおりとなります。

(全駐車台数)	(車いす使用者用)
1台～50台	: 1台分以上
51台～100台	: 2台分以上
101台～150台	: 3台分以上
151台～200台	: 4台分以上
201台～	: 5台分以上(※)

※全駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上
- ・ 車いす使用者は、自動車のドアを全開にしてから、自動車へと乗降します。車いす使用者が自動車への容易に乗降するためには、駐車施設に350cm以上の幅が必要です。また、この幅は、車いすが転回でき、介助者が横に付き添えるスペースを見込んだものです。
- ・ 移動の困難な車いす使用者等に配慮し、車いす使用者用駐車施設は、出入口に近い位置に設けることが必要です。

- ・ 車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するために、「国際シンボルマーク」を駐車位置に塗装するなどの表示が必要です。

<達成することが望ましい目標>

－車いす使用者用駐車施設の奥行き－

- ・ バックドアから乗降する車いす使用者を考慮して、車いす使用者用駐車施設の奥行き寸法にも配慮することが望まれます。



2 出入口

<概要>

- ・ 歩行者が通行する出入口は、車いす使用者等の利用を考慮し、そのうち1以上を幅、段、路面の材料等に配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 出入口のうち1以上は、次に定める構造とする。
 - イ 幅は、90センチメートル以上とする。
 - ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
 - ハ 路面は、滑りにくい仕上げとする。

<要点>

- ・ 車いす使用者が円滑に通行できるよう1以上の出入口の幅は、90cm以上とすることが必要です。
- ・ 雨天時等は、路面が濡れて滑りやすく、危険であることから、滑りにくい材料で仕上げることが必要です。
- ・ 出入口には、原則として段を設けないこととしますが、排水等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者の通行が可能なように、2cm以下の面取りされたものとします。



3 駐車場内の通路

<概要>

- ・ 駐車施設から出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとします。

<整備基準>

- 1 駐車施設から出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
-

<要点>

- ・ 次の基準に配慮することが必要です。
 - ① 路面は、滑りにくい仕上げとすること
 - ② 幅は、140cm以上とする。
 - ③ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。(やむを得ず段を設ける場合はスロープを併設する。)
 - ④ 通路上に排水溝を設ける場合は、つえ及び車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたを設ける。